



学校における熱中症対策について

令和7年8月7日

文部科学省

学校における熱中症事故の防止について

○熱中症事故の防止については、**毎年、暑くなり始める前の時期や暑さの厳しい盛夏に注意喚起**を実施。（令和7年度は5月8日に通知を発出。夏季休業日明けに向けて再周知も予定）

○令和3年5月、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「**学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き**」を環境省とともに作成。（令和6年4月追補版を取りまとめ）

最新情報はこちら → <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>



【手引きの構成】

	第1章 本手引きの位置づけと活用方法
	第2章 熱中症とは
基礎編	第3章 暑さ指数（WBGT）について
	●暑さ指数（WBGT）とは ●暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針 ●暑さ指数（WBGT）の測定
実践編	第4章 熱中症警戒アラートについて
	●熱中症警戒アラートとは ●熱中症警戒アラートの活用にあたって
	第5章 熱中症の予防措置
	●事前の対応 ●授業日の対応 ●週休日、休日、学校休業日の対応
	第6章 熱中症発生時の対応
	第7章 熱中症による事故事例
	第8章 参考資料



R6.4追補版で
内容を更新

【チェックリスト】（R6.4.30通知、R6.4追補版に収録）

（1）日頃的环境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における方法を予め定め、関係者間で共通認識をともに関係者に伝達される体制づくり
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する職員や部活動指導に係る全ての者が共
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れ高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の高さを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間徐々に慣らしていくこと）を取り入れた
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給を行う
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに（重度の症状（意識障害やその疑い）がAEDの使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事と異なる活動を行う際には、事故防止の認識児童生徒等とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の活用、風通しを良くする等の工夫を検討
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調する場所の空調設備の有無に合わせた
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認（安全装置はあくまで補完的なもの

（2）児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する（運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする）
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用にあたっては熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えようとしてその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしておいてリスクを避けること等を指導する

（3）活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする
☐	（重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
☐	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

令和7年の夏は全国的に気温が高いと予想されています。

児童生徒等の健康被害を防ぐため、

- 教職員や部活動の指導者等で熱中症事故防止の共通認識を図ること
- それほど気温の高くない(25～30℃)時期から適切な措置を講ずること
- 活動実施について活動場所の暑さ指数に基づいて判断すること
- 熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと 等をお願いします。

公立学校施設における体育館等への空調整備

令和6年度補正予算額

779 億円



現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、交付金を新設し、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

空調設備整備臨時特例交付金

<対象学校種>

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

<対象施設>

屋内運動場（学校体育館、武道場）

<算定割合>

1 / 2

<算定対象の範囲>

下限額400万円、上限額7,000万円

<対象期間>

令和6年度～令和15年度

<主な工事内容>

屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

<補助要件>

避難所に指定されている学校であること

断熱性が確保されること

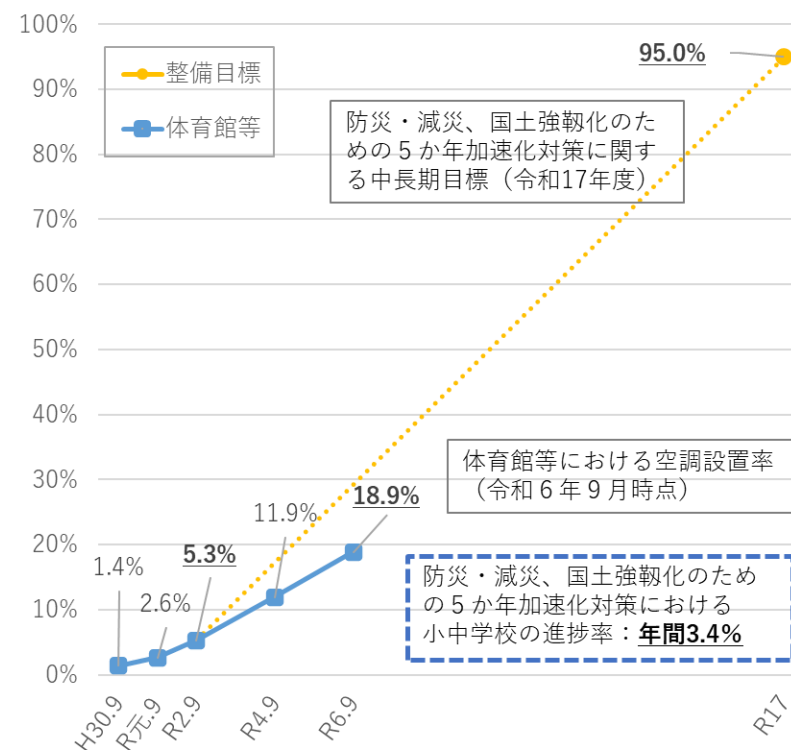
<地方財政措置>

起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

事業スキーム



公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備



（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）